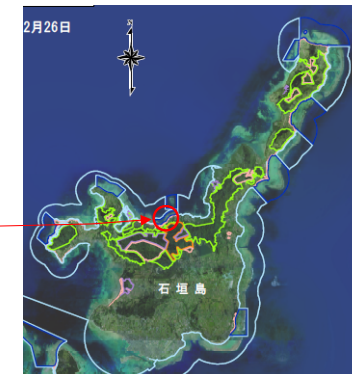




米原海岸の概要

- ・良好なサンゴ礁が広がる国立公園海域公園地区（2007年8月指定）
- ・アクセスが良く、手軽にスノーケリングや海水浴を楽しめる海岸
- ・約40万人が訪れる観光地



モデル事業の経過

- ・ H28 関係機関・事業者への聞き取り
米原海岸利用ルール作り検討会開催
- ・ H29 住民意見交換会
米原海岸利用ルール作り準備協議会設立
- ・ H30 行政部会・安全部会・利用部会の開催
米原海岸利用ルール作り準備協議会（2回）
⇒利用ルール案のとりまとめ
ルールの運用体制はキャンプ場との連携を軸に継続して検討

今年度の取組

- 【内容】 利用ルールの試験運用
試験運用を踏まえてのルールの検討
運用体制の検討

- 【経過】
- ・ 7月8日 準備協議会打合せ・住民説明会
 - ・ 7月13日 利用ルールの試験運用開始

利用者への周知活動及びアンケート調査
（7月～9月で合計6回）

- ・ 10月31日 第1回準備協議会

利用ルール

米原海岸利用ルール

米原海岸は、多くのサンゴや魚等の生物が生息して、西表の珊瑚礁公園に指定されています。しかし近年、観光客の増加に伴って、自然環境の保全が図られず、自然環境が破壊されています。米原海岸の自然環境を保全し、持続的に利用するため、以下のルールを定めさせていただきます。

- 火気の使用や花火の燃焼は厳禁です。
- バーベキューは、キャンプ場を指定して行ってください。キャンプ場外では厳禁です。
- 音量調節などの騒音は厳禁です。
- 火気の使用は厳禁です。
- アルコール類の飲用は厳禁です。
- ゴミの投棄は厳禁です。
- 道路や歩道、駐輪場、遊歩道、駐車場の指定された場所以外では厳禁です。
- 道路や歩道、駐輪場、遊歩道、駐車場の指定された場所以外では厳禁です。
- 道路や歩道、駐輪場、遊歩道、駐車場の指定された場所以外では厳禁です。

利用ルールの周知

- 【米原海岸】
 - ポスターの掲示 (売店/キャンプ場/飲食店等)
 - 駐車場でのラミネートの貸し出し
- 【バス】
- 【市街地】
 - ポスターの掲示 (公共施設/スーパー/コンビニ/ドラッグストア/釣具店等)
 - F M いしがきでの紹介

利用ルールの周知

- 【マスコミ報道】
 - 7月と8月に合計3回記事が掲載

7月16日付 八重山毎日新聞

8月18日付 八重山毎日新聞

- 【HPやSNS】
 - 石垣市、西表石垣国立公園HPへの掲載
 - 石垣市、関係団体等のSNSで周知

利用ルールに関する対応

- アンケート調査からルールの内容については理解を得られていると判断できた
- 「サンゴを傷つけないで」というルールがあるが、干潮時にサンゴを踏んでいる観光客が多数

＜改善＞

- 「サンゴを踏まないでください」又は「サンゴを壊さないでください」に変更
- イラストを足で踏んでサンゴが折れている様子を表現するように変更

利用ルールの周知に関する対応

○周知の強化

- ・周知が行き届いていないことから、以下の対応を予定

島民：広報への折り込み、全学校への配布

観光客：観光情報誌への掲載

タクシー車内の掲示

宿泊施設での周知



○外国人への周知

- ・3か国語版(英中韓)は日本語版に入れたQRコードから見てもらうようにしたが、周知が行き届かず
- ・来年度は米原海岸を中心にポスターを掲示

利用ルールの運用に関する対応

○キャンプ場管理者との連携

- ・R2年度からのキャンプ場管理区域が砂浜の一部を含む予定
- ・キャンプ場の運用とルールの整合を図ることを協議会で確認
- ・指定管理者が決まれば、協議会に参画いただき、ルールの周知の連携等を調整



現行の管理区域



来年度からの管理区域

○利用者負担の仕組み

- ・方法等を整理し、次回協議会で意見交換を予定

参考：米原の白化現象



上：9月17日撮影
↓
下：10月2日撮影
(Jellyfish提供)

参考：米原の白化現象

- ・台風18号が9月30日に最接近した後の10月上旬に確認
- ・気象庁のデータでは9月28日と30日に高い降水量を記録
- ・9月29日が新月で、大雨と大潮が重なった



⇒干潮時に閉鎖的な環境となった礁池内に大量の淡水が流れ込み、淡水の状態が数日続いたことにより白化したと考えられる
※現時点で一部回復も確認されている